

## 川越シニア大学『小江戸塾』細則

### (会員資格)

第1条 会則第5条における、会に賛同する者の入会は、理事会の承認を得て認めるものとする。

### (会員の遵守事項)

第2条 本会の会員は、本会を通し知り得た会員の個人情報を他人にみだりに漏らしてはならない。

### (担当及び委員会)

第3条 本会に次の担当並びに委員会を設ける。

- (1) 同窓活動担当
- (2) 広報担当
- (3) 地域活動担当
- (4) ふるさと塾担当
- (5) 会長が必要と認めた専門委員会

### (担当及び委員長)

第4条 担当及び委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

### (担当及び委員会の業務)

第5条 担当及び委員会は次の業務を行う。

- (1) 同窓活動担当;会員の仲間づくり、生きがい探しを通じて社会参加を促すための企画と運営活動の推進
- (2) 広報担当;本会の内外情宣活動、広報活動及び会報の編集・発行
- (3) 地域活動担当;地域活動に関する企画とプログラムの実施並びに学習活動の推進
- (4) ふるさと塾担当;川越シニアカレッジ「ふるさと塾」に関する企画及び運営の推進
- (5) 専門委員会;委員会に付託された事項

### (会計)

第6条 本会の地域活動で得られた収入は、本会に帰属するものとする。

2 本会の地域活動で発生する経費の一部を、次の基準により支給するものとする。

- (1) 会則第4条の事業遂行で、かつ、本会の活動として位置づけられていること。
- (2) 支給金額は、活動実施に伴う実費（教材費、教材サンプル代）とし、次の枠内とする。
  - ①地域活動1回当たり原則3,000円を限度とする。
  - ②支給は明細書(領収書)をもって、月末現金支払いとする。

## 付 則

本細則は、平成15年3月20日から施行する。

平成16年4月26日改正施行する。

平成19年4月28日改正施行する。

平成22年4月24日改正施行する。

平成27年4月25日改正施行する。